

意見書案第 13 号

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書

現在国会で審議中の本改正案は、A I 開発推進のためとして第三者提供・目的外利用・要配慮個人情報の取得の際、本人同意を得るという保護の原則を後退させる改正となっている。

背景には経団連や一般社団法人新経済連盟、一般社団法人日本 I T 団体連盟など 8 団体が 2024 年 4 月に個人情報保護委員会に提出した要望内容である課徴金・団体訴訟制度は導入しないことや本人同意原則の緩和、個人情報漏洩報告など事業者負担の軽減などに応える形になっている。

これまで消費者団体などが求めてきた違法行為を抑止する課徴金制度は盛り込まれたものの対象範囲は狭く、被害者救済につながる団体訴訟制度の導入は見送られた。

また事業者が A I 開発業者に個人データを渡す際に匿名化することは必須ではなく、企業や国が持つ氏名や顔写真など個人データがそのまま提供され、個人を特定できる危険性が明らかになっている。

このように事業者優先の個人情報の利活用推進では国民の権利・利益は守れない。

よって、国及び政府においては、本改正案を廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

あて